

北九州市立中尾小学校
学校だより
令和6年11月15日
校長 上 赤 義 人

学校教育目標
すこやかに、 おおらかに、
たくましく伸びる児童の育成

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

～児童虐待の通告はすべての国民に課せられた義務です!～

こども家庭庁では、毎年11月を「秋のこどもまんなか月間」と定め、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」を実施しています。

今日、児童相談所の児童虐待相談件数は増加傾向にあり、こどもの生命が奪われる重大な事件も後を絶ちません。児童虐待の防止は社会全体で取り組むべき重要課題です。

児童虐待とは、保護者(親権を行う者、未成年の後見人その他の者で、児童を現に監護するもの)が、その監護する児童(18歳に満たない者)について行う次に掲げる行為です。

- ① 身体的虐待 ②性的虐待 ③ネグレクト ④心理的虐待

<児童虐待の防止等に関する法律第2条>

学校では、児童虐待に関する安全確認として、傷・あざの確認、発育状況の確認、心理面の状況確認、出席状況、ネグレクトの状況等について視点をもって、積極的に声かけをしています。その際、日常的な観察から、何か不自然と感ずることがあれば、児童相談所(子ども総合センター)へ通告しなくてはなりません。これは、要保護児童を発見した者は児童相談所に通告しなければならない<児童福祉法第25条>によるものです。たとえ、それが疑い程度であったとしても通告義務があります<児童虐待防止法第6条1項>。

学校から子ども総合センターに通告する、またはした場合は、保護者の方にも連絡をいたします。

児童虐待は、決してあってはならないことです。子どもの安全を守るべき、学校と保護者が、日ごろから連携していきましょう。お子様に関して、何か悩めることがあれば、いつでも学校にご相談ください。

学 校 健 康 診 断 に つ い て

学校における健康診断の目的は、学校生活の円滑な実施と児童生徒等の健康の保持増進を図るためです。その役割は、①家庭における健康観察を踏まえて、学校生活を送るにあたり支障があるかどうかについて疾病をスクーリングの上、健康状態を把握すること、②学校における健康課題を明らかにして健康教育に役立てることです。

学校健康診断における項目は、以下の通りです。

- ①身長及び体重 ②栄養状態 ③脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態 ④資料及び聴力 ⑤眼の疾病及び異常の有無 ⑥耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無 ⑦歯及び口腔の疾病及び異常の有無 ⑧結核の有無 ⑨心臓の疾病及び異常の有無 ⑩尿 ⑪その他の疾病及び異常の有無
<学校保健安全法規則第6条>

さて、昨今、学校健康診断の検査・診察の内容や方法等が社会的な課題になっています。これを踏まえ、本校においては、学校医、検査機関等と共通理解を図りながら進めてまいります。

- ・⑪について、検査として追加する場合は、その実施の目的等と、義務ではないことを保護者に実施前にお知らせします。
- ・特に配慮が必要な児童については、検査・診察の時間や場所を工夫するなど、個別の対応を行うようにします。
- ・個別の事情により健康診断を受けられなかった場合の対応については保護者に事前にお知らせします。
- ・検査・診療の内容や方法については、正確な検査・診察の重要性をしっかりと児童及び保護者に説明するとともに、児童のプライバシーや心情に配慮した対応していきます。特に内科検診においては、養護教諭もしくは女子職員が児童のそばで見守る、児童は上着を脱がず医師が児童の上着の中で聴診器を当て診察するようにしております。
- ・健康診断結果に基づき、適切な事後措置をとります。

学校健康診断について、何か心配な点等がございましたら、いつでも学校にご連絡ください。